

電子による条件付き一般競争入札の実施について

立川市立立川第五中学校建替事業について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定に基づく条件付き一般競争入札を実施する。

令和6年1月9日

立川市長 酒井大史

1 条件付き一般競争入札に付する事項

- (1) 事業名称 立川市立立川第五中学校建替事業
- (2) 事業場所 立川市上砂町3丁目27番地の1
- (3) 事業概要

立川市立立川第五中学校の建替えをDB(デザインビルド)方式により実施する。

ア 延床面積 9,200平方メートル以内

イ 階数 地上3階建て

- (4) 業務内容

ア 設計業務

イ 建設業務

ウ 解体撤去業務

- (5) 事業期間

契約締結日(令和6年10月上旬)の翌日から令和12年8月9日まで

- (6) 予定価格

予定価格: 5,961,276,000円 (税抜価格: 5,419,341,819円)

2 入札に関する書類の入手方法

入札参加希望者は、入札に関する書類を市のホームページから入手すること。

3 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札手続きに参加する者の構成等

ア 入札手続きに参加する者（以下「参加者」という。）は、「建設工事を行う者の要件」を全て満たす1社を「代表企業」として定めるとともに、代表企業が入札参加手続きを行うこととする。

イ 参加者は、本事業の入札に参加する単独企業又は複数の企業（以下「構成員」という。）により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

ウ 本事業は、立川市特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成8年立川市要綱第7号）第5条ただし書に規定する工事とし、共同企業体の構成員を3者以上とすることができる。

エ 構成員は、他の参加者の構成員となることはできない。参加者が自ら設計を行わない場合における設計受託予定事業者の取り扱いについても同様とする。

オ 構成員は、変更することができない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りでない。

カ 構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の参加者の構成員となることはできない。

キ 同一参加者が複数の計画を提出することはできない。

(2) 各業務を行う者の要件

参加者は、本事業の設計及び建設の業務を行う者として、次に掲げる要件を満たす企業で構成すること。

ア 設計を行う者の要件

単独企業又は共同企業体の構成員として、参加者である建設事業者が自ら設計を行う場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

なお、参加者が自ら設計を行わない場合は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、東京都内に本店、支店又は営業所を有し、東京電子自治体共同運営電子調達

サービス（以下「電子調達サービス」という。）において、「建築設計」の立川市競争入札参加資格登録を当該店舗でしている事業者に設計を委託することとし、入札参加申請時に設計受託予定事業者を明示すること。また、設計受託予定事業者についても、構成員と同等の資格要件を備えることを要するものとする。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 平成20年度以降に、国又は地方公共団体が発注した延床面積5,000平方メートルを超える学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定めるものをいう。以下同じ。）の新築工事について、元請として基本設計及び実施設計を受注した実績を有すること（複合施設の場合は学校部分で5,000平方メートルを超えること。）。

イ 建設工事を行う者の要件

建設工事を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。なお、共同企業体による場合は、①及び②については全ての構成員がいずれにも該当し、③及び④は少なくとも代表企業がいずれにも該当すること。

- ① 建築一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者であって、一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者を専任で配置できること。なお、これらの技術者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。
- ② 東京都内に本店、支店又は営業所を有し、かつ、電子調達サービスにおいて、「建築工事」の立川市競争入札参加資格登録を当該店舗でしていること。
- ③ 建設業法第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
- ④ 平成20年度以降に、国又は地方公共団体が発注した延床面積5,000平方メートルを超える学校の新築工事について、元請として受注した実績を有すること（複合施設の場合は学校部分で5,000平方メートルを超えること。）。なお、共同企業体としての受注にあつては、代表企業として受注した実績を有すること。

(3) 参加資格の確認

- ア 参加資格確認基準日は、入札公告日とする。
- イ 落札者の決定日までの間に参加者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、市は、当該参加者を落札者の決定のための審査対象から除外する。
- ウ 落札者の決定日の翌日から本事業に関する施設整備請負契約の締結までの間に落札者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、市は、落札者の決定を取り消すことができる。この場合において、市は、落札者の決定を取り消した参加者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4 入札説明書等に関する質問及び回答

(1) 質問の提出期間

- ア 第1回 入札説明書等の公表日から令和6年1月19日（金）午後零時まで
- イ 第2回 令和6年2月14日（水）から令和6年3月1日（金）午後零時まで

(2) 質問の提出方法

- ア 立川市立立川第五中学校建替事業入札説明書、立川市立立川第五中学校建替事業要求水準書、立川市立立川第五中学校建替事業基本協定書（案）、立川市立立川第五中学校建替事業施設整備請負契約書（案）、様式集、立川市立立川第五中学校建替事業提出書類の作成要領及び立川市立立川第五中学校建替事業に係る入札実施基準（以下これらを「入札説明書等」という。）と同時に公表する電子ファイル（様式1-1）に入力のうえ、当該電子ファイル（Microsoft Excel形式）を電子メールに添付し、第15項に規定する入札及び契約に関する担当部署（以下「担当部署」という。）に送信する。この場合において、第2回は、入札参加申請を行い、入札参加申請が受理された代表企業が提出するものとする。
- イ 公平性及び透明性を確保するため、入札説明書等及びそれらの書類に係る質問に対する回答の内容について、電話等による質問には一切応じない。なお、質問に対する回答は公表するものとする。

(3) 回答方法及び公開予定日

- 質問に対する回答は、次に掲げる公開予定日に市のホームページへの掲載により公開する。この場合において、質問に対する回答の内容をもって、入札説明書等を

追加し、又は修正したものとみなす。

ア 第1回 令和6年2月2日（金）

イ 第2回 令和6年3月19日（火）

5 条件付き一般競争入札の参加申請

代表企業は、次の各号に定める事項に従って入札参加申請をするとともに、参加に当たり必要な書類（以下「入札参加書類」という。）を提出すること。ただし、共同企業体の結成を予定している場合は、担当部署に連絡をすること。

(1) 入札参加申請期限及び入札参加書類提出期限

令和6年2月9日（金）午後零時（必着）

(2) 申請方法

電子調達サービスにより申請すること。

(3) 入札参加書類提出方法

代表企業が担当部署へ郵送（書留に限る。）により提出すること。ただし、持参、電子メール又はファクシミリにより提出することはできない。

(4) 提出書類 正本1部

応募者の構成（様式2-1）

(5) 入札参加申請の受理

入札参加申請を受理したときは、令和6年2月14日（水）までに代表企業に電子調達サービスで通知するとともに、事業計画書の作成に必要となる応募者記号を交付する。

6 入札

代表企業は、次の各号に定める事項に従って入札を行うこと。

(1) 入札の方法

ア 入札の方法は、立川市電子入札実施要綱（平成17年立川市要綱第33号）第7条の規定によること。

イ 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含まないこと。

ウ 入札において、所定の内訳書（様式3-1及び様式3-2）を添付すること。

エ 金額不一致、件名不一致及び不明瞭な内訳書については、無効とする。

(2) 入札期限

令和6年4月23日（火）午後5時

(3) 入札の辞退

代表企業は、入札期限までは、電子調達サービスにより辞退の申請をすることにより、入札を辞退することができる。ただし、入札の辞退は、撤回することができない。

(4) 公正な入札の確保

ア 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の関係法令の規定に違反する行為を行ってはならない。

イ 参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 参加者は、落札者の決定前に、他の参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

エ 参加者は、立川市立立川第五中学校建替事業実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について市が設置する立川市立立川第五中学校建替事業者選定等検討委員会の委員及び市が意見聴取を行う学識経験者に対し、接触等の働きかけを行ってはならない。

(5) 入札の中止

本事業の入札手続きに関し、市が必要と認めたときは、入札を中止する。

(6) 入札保証金

免除する。

(7) 1者入札

参加者が1者である場合においても、入札を実施する。

(8) 最低制限価格

ア 変動型最低制限価格を設定する。

イ 変動型最低制限価格を算定する対象は、予定価格以下の有効な入札の参加者数が、3者以上とする。

ウ 予定価格以下の有効な入札の参加者数が3者に満たないときは、変動型最低制限価格の算定は行わない。

エ 変動型最低制限価格の算定方法は、立川市変動型最低制限価格制度試行実施要綱（平成20年立川市要綱第48号）第3条第1項の規定による。

7 事業計画書等の提出

代表企業は、次の各号に定める事項に従って、一般競争入札参加資格審査に必要な書類（以下「入札参加資格審査書類」という。）及び事業計画書を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年4月23日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法

代表企業が担当部署へ郵送（書留に限る。）にて入札参加資格審査書類及び事業計画書を提出すること。また、入札参加資格審査書類及び事業計画書は別梱包にて提出すること。この場合において、やむを得ない事由により持参による提出を希望する場合は、事前に担当部署に申し出ること。

(3) 提出書類

ア 入札参加資格審査書類 正本1部

- ① 入札参加資格審査申請書（様式4-1）
- ② 入札参加資格要件確認書その1（様式4-2）
- ③ 入札参加資格要件確認書その2（様式4-3）

イ 事業計画書 正本1部及び副本14部

提出書類の作成要領に規定する様式による。

(4) 提出書類の取扱い

ア 落札者の決定後の返却

落札に至らなかった参加者の提出書類については、落札者の決定後、当該書類を提出した参加者に未開封のまま返却する。ただし、審査の過程で開封した書類については、落札に至らなかった場合でも、返却しないものとする。

イ 著作権等

提出書類の著作権等は、当該書類を提出した参加者に帰属するものとする。た

だし、本事業に関し、必要と認める範囲において、市は、これを無償で公表し、展示し、又は使用することができるものとする。

ウ 特許権等

計画内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等により保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

エ 資料の公開

市は、落札者の決定後、選定結果の公表の一環として、公開されることにより落札者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除き、必要に応じて落札者の事業計画書を公開することができる。この場合においては、当該落札者と協議するものとする。

(5) その他

ア 市が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することができない。

イ 参加者は、複数の計画を提出することができない。

ウ 事業計画書は、変更、差替え又は再提出をすることができない。

8 開札

(1) 日時

令和6年4月24日（水）午前9時から

(2) 場所等

ア 電子調達サービスにより実施する。

イ 開札の際に当該案件を保留にして、落札予定者に対して事後審査を行う。

ウ 落札予定者には、別途担当部署より連絡をする。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札者の決定を取り消す。

(1) 立川市立立川第五中学校建替事業入札説明書に規定する入札参加資格のない者

が行った入札

- (2) 所定の日時までに電子調達サービスのサーバーに到着していない入札
- (3) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人となった者が行った入札
- (4) 入札参加資格審査申請書に記載された参加者以外の者が行った入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 電子調達サービスによる記名又は押印に代わる電子認証による処理がなされていない入札
- (7) 提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (8) 同一事項に対し2通以上の書類の提出がなされた入札
- (9) 予定価格を超える金額又は最低制限価格を下回る金額を記載した入札
- (10) 電子調達サービス上で示された文字種、文字数、記入例その他の指示に従わないもの又は必要な項目を入力しないもの若しくは不必要な項目を入力した入札
- (11) 入札説明書等及びそれらの書類に係る質問に対する回答において示した入札条件に違反した入札
- (12) その他明らかに不正又は不適正であると認められる入札

10 一般競争入札参加資格審査及び事業計画書審査

(1) 一般競争入札参加資格審査

開札後速やかに、落札予定者を対象として、入札参加資格審査書類により一般競争入札参加資格審査を実施する。

(2) 事業計画書審査

落札予定者（一般競争入札参加資格審査の通過者に限る。以下同じ。）を対象として、ヒアリングし、事業計画書の審査を実施する。

(3) 事業計画書に関する質問送付及び回答

落札予定者から提出された事業計画書の内容に関する疑義を解消するため、落札予定者の代表企業に事業計画書に対する質問を電子メールにより送信する。この場合において、当該質問を受けた落札予定者は、電子メールにより回答を行うこと。

ア 第1回（予定）

令和6年5月30日（木）午後5時までに質問を送信する。

令和6年6月6日（木）午後零時までに回答を行うこと。

イ 第2回（予定）

令和6年6月21日（金）午後5時までに質問を送信する。

令和6年6月28日（金）午後零時までに回答を行うこと。

(4) 審査結果の通知

審査結果について、落札予定者の代表企業に対して通知を行う。

(5) 審査結果理由の説明請求

ア 審査の結果、落札者とならなかった者は、市に対し、その理由について説明を求めることができる。

イ 審査結果理由の説明を求める場合には、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間中に含まれる休日を除く。）に代表企業が担当部署へ書面を提出するものとする。

ウ 提出方法は、郵送（提出期限必着とし、書留に限る。）又は持参によるものとし、持参する場合は、午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時まで及び休日を除く。）とする。

エ イの規定による請求に対する回答は、代表企業に対し書面により行う。

11 落札者決定・公表

(1) 前項の規定による審査を行い、立川市立立川第五中学校建替事業要求水準書の要求水準を満たしていると認めた場合は、落札者として決定し、令和6年7月に市のホームページにて公表するものとする。

(2) 落札予定者の事業計画書が立川市立立川第五中学校建替事業要求水準書の要求水準を満たさない場合は、当該落札予定者を無効とし、次順位の者を落札予定者とする。この場合において、次順位の者が入札参加資格を有することが確認できない場合又は次順位の者の事業計画書が立川市立立川第五中学校建替事業要求水準書の要求水準を満たさない場合、第3位の者を落札予定者とするができる。

12 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定及び施設整備請負契約の仮契約の締結

市及び落札者は、落札者を決定した日から7日以内に立川市立立川第五中学校建替事業施設整備請負契約（以下「施設整備請負契約」という。）の締結に向けて、立川市立立川第五中学校建替事業基本協定（以下「基本協定」という。）及び施設整備請負契約の仮契約を締結する。ただし、基本協定及び施設整備請負契約の仮契約の締結までの期間は、市が書面により承諾したときは、延長することができる。

(2) 契約内容に関する協議

市及び落札者は、基本協定の締結後、施設整備請負契約の締結に向け契約内容について協議する。ただし、契約内容の協議は、施設整備請負契約の未確定部分を確定させる目的で行うものであり、入札説明書等及びそれらの書類に係る質問に対する回答に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

(3) 市議会の議決及び施設整備請負契約の締結

市は、落札者との間で、市議会において可決された後に、施設整備請負契約を締結する。

(4) 契約金額

契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加えた金額とする。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、契約金額の100分の10以上の履行保証保険の付保又は同等の保証契約を締結したときは、これに代えることができる。

(6) 前払金

対象とする。

13 入札に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

参加者は、入札説明書等の記載内容にあつては入札参加申請をもって、入札説明書等の質問に対する回答の記載内容にあつては入札参加資格審査書類及び事業計画書の提出をもって、これを承諾したものとする。

(2) 費用負担

入札手続きに係る経費は、参加者の負担とする。

(3) 使用言語、単位、通貨単位及び時刻

提出書類の作成要領及び各様式に特別に指定するものを除き、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) その他

ア 入札説明書等及びそれらの書類に係る質問に対する回答における記載事項のほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合は、市のホームページにより通知するものとする。

イ 入札をした者は、入札説明書等及びそれらの書類に係る質問に対する回答についての不明を理由に異議を申し立てることができない。

ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、入札の参加停止等を行うことができる。

エ 第11項第1号の定めにより、立川市立立川第五中学校建替事業要求水準書の要求水準を満たしていると認めたことをもって落札者の責任を軽減するものと解してはならない。

オ 入札及び契約の締結に係る手続きにおいて、交渉は行わない。

14 その他

本事業の入札の実施については、入札説明書等及びそれらの書類に係る質問に対する回答における記載事項による。

15 担当部署

入札及び契約に関する担当部署

立川市財務部契約課

郵便番号 190-8666

住所 立川市泉町1156番地の9

電話番号 042-523-2111（代表）

F A X 042-521-2447（直通）

E-mail keiyaku@city.tachikawa.lg.jp